令和５年度

児童クラブまなづる

入会申込の手引



申込受付期間

**令和４年１１月１日（火）～１１月３０日（水）**

**８：３０～１７：１５**

**（土・日・祝祭日を除きます。）**

提　出　先

**本庁こども課又は各支所総合市民課**

≪問合せ先≫

出水市 こども課 こども施設係（9番窓口）

　　　　　電話番号:０９９６－６３－４０５４

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 入会申込受付について |  |

**１　対象者**

出水市内の特別支援学校や特別支援学級に在学する知的障がい児、肢体不自由児その他の心身障がい児

**２　　提出書類**

　（１）児童クラブ入会申込書

（２）児童クラブ問診票

（３）個人情報の取扱いに関する同意書

（４）入会申込書類提出確認表

※ 上記の書類に加え、保護者が就労・修学等により昼間家庭で保育を行うことができない場合は、「就労証明書」「在学証明書」等の提出をお願いします。

※　令和４年１月２日以後に出水市に転入し、又は就労等の関係で出水市外に住民票がある場合は、転出先又は住民票がある市区町村の課税証明書（市区町村民税が確認できるものに限る。）の提出をお願いします。

**３　申込受付期間**

　　令和４年１１月１日（火）～１１月３０日（水）８：３０～１７：１５

　　※　土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。

**４　受付場所**

　　本　　　庁　こども課　　電話　０９９６－６３－４０５４

　　高尾野支所　総合市民課　　電話　０９９６－８２－５４１６

　　野田支所　総合市民課　　電話　０９９６－８４－４８１４

**５　注意事項**

　（１）申込受付期間外での申込みや、提出書類等が揃っていない場合は、入会選考順位が下がります。

提出書類の記入漏れや書類が不足することがないよう確認をしてから提出してください。

　（２）夏休み期間中のみ入会希望の方は、夏休み期間中の定員に空きがない

場合は、希望の児童クラブに入会できないことがあります。

　（３）休会（児童クラブを長期間休む場合）の取扱いはありません。

退会届を提出し、一度退会して、再度入会の申込みをしてください。

なお、定員に空きがない場合は待機になります。

**６　審査基準について**

　　保育所等と同様に家庭の状況等を点数化して審査しています。

優先順位をつけることによって、必要度の高い児童から入会できるようにするためです。

点数順に入会の決定をしますので、申込人数が定員を超えた場合は、待機になることがあります。

**７　審査結果について**

　　４月から入会の方については、２月上旬（予定）に審査結果を通知します。

夏休み期間のみの入会の方については、定員の空き状況を確認し、受入児童数の調整を行うため、６月下旬（予定）に審査結果を通知します。

**８　申込期間外の受付について**

　　申込期間外の受付は随時行いますが、定員に空きがない場合は、待機になります。

また、夏休み期間のみの入会希望者へ審査結果を通知するため、夏休み期間のみの利用申込みの期間外受付は、5月末で一旦終了します。

|  |  |
| --- | --- |
| 　  | 児童クラブまなづるとは・・・ |

特別支援学校に在学する児童や肢体不自由児その他の心身障がい児の保護者の育児の負担を軽減するため、対象児に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的として設置したものです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 児童クラブ名 | 住所 | 電話番号 | 定員 |
| 児童クラブまなづる | 出水市文化町９７１番地２（出水養護学校近く） | 63-8249 | **20人** |

|  |  |
| --- | --- |
| 　  | 運営時間 |

運営時間は、次の表のとおりです。

特別な事情のため児童クラブを休みにする場合や運営時間を変更する際は、随時お知らせします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 運営時間 | 備考 |
| 平日 | 授業終了後～１８：００ | 授業が終わったら児童クラブで過ごします。 |
| 土曜日 | 　８：００～１８：００ | お弁当が必要です。 |
| 日曜・祝日 | 休み |
| 休　　所　　日 | お　　盆：８月１４日・１５日年末年始：１２月２８日～１月４日 |
| 学校行事振替日春・夏・冬休みなど | 　８：００～１８：００ | お弁当が必要です。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 　  | 会費 |

会費は、次の表のとおりです。

世帯の状況や市民税の課税状況に応じて決定しますが、９月に切り替えがあります。

４月から８月までの会費は、前年度（Ｒ3.1.1～Ｒ3.12.31）の課税状況に基づき算定し、９月以降の会費は、当該年度（Ｒ4.1.1～Ｒ4.12.31）の市民税が確定した後に決定します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 世帯区分 | 通年利用（放課後と夏季休業） | 夏季休業日のみ利用（7/21～8/31） |
| ８　月（8/1～8/31） | ８月以外の月 |
| 月～金 | 月～土 | 月～金 | 月～土 | 月～金 | 月～土 |
| 生活保護世帯・ひとり親家庭の非課税世帯 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |
| 非課税世帯・均等割課税世帯 | １人目 | 3,600円 | 4,350円 | 1,700円 | 2,450円 | 5,000円 | 5,950円 |
| ２人目 | 1,800円 | 2,175円 | 850円 | 1,225円 | 2,500円 | 2,975円 |
| ３人目以　降 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |
| その他世帯 | １人目 | 7,200円 | 8,700円 | 3,400円 | 4,900円 | 10,000円 | 11,900円 |
| ２人目 | 3,600円 | 4,350円 | 1,700円 | 2,450円 | 5,000円 | 5,950円 |
| ３人目以　降 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |

【会費一覧（月額料金）】

※　会費の他に、おやつ代と傷害保険料等が別途必要となります。

会費は、入会する前月末までにお支払いください。

※　夏休みに児童クラブを利用しない場合、７月のクラブ利用は、７月２０日（終業式の日）までの利用になりますが、１か月分の会費の納入が必要です。

※　月途中から児童クラブに入会した際の、入会月のクラブ会費については、利用日数により月額会費から減額になる場合があります。入会決定通知においてお知らせいたします。

**注意してください！**

9月の会費の見直しに伴い、会費が変更になることがあります。算定の結果、会費が変更となる方には、８月上旬（予定）から順次お知らせします。

また、年度途中に税の修正申告を行った場合は、税の更正が行われた翌月から更正後の課税状況に基づき会費の再算定を行いますので、こども課まで連絡してください。会費の変更があった方につきましては、別途、通知をします。

|  |  |
| --- | --- |
| 　  | 傷害保険・おやつ代 |

入会が決定した児童は、傷害保険に加入していただきます。また、おやつ代も保護者に負担していただきます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 月～金曜日 | 月～土曜日 | 問合せ先 |
| 傷害保険料 | 800円（スポーツ保険） | 社会福祉法人出水市社会福祉協議会ＴＥＬ　６３－３３３３ |
| おやつ代（月額） | ２，０００円 | ２，５００円 |
|  |
| 　  | 服薬について |

児童クラブでは、医師法、保健師助産師看護師法その他の関連法令等により、児童に投薬することはできません。

　児童が薬を服用しなければならない健康状態の場合、原則として児童クラブへの出席を控えてください。

　また、慢性的な疾病や障がい等、やむを得ない場合（容態が安定し、経過観察及び専門的配慮が不要で誤嚥（ごえん）の可能性が低く、医師の指示を受けている場合）は、児童が薬を服用する際にお手伝いしますので、児童クラブに備えてある「服薬の手伝いについて」の届けを提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 　  | 医療行為について |

児童クラブでは、医師法、保健師助産師看護師法その他の関連法令等により児童に対しての医療行為を行うことはできません。

　医師に指示されている医療行為を行う場合は、保護者等が休み時間を利用する等して対応を行っていただく必要があります。

※参考（医療行為の例）

　吸引、吸入、投薬

|  |  |
| --- | --- |
| 　  | 伝染性の感染症に罹患した場合 |

　本人の健康回復及び感染症の拡大を防止するため、医療機関で受診された場合、児童クラブは休ませてください。

　なお、初診の際に治癒後の出席可能日を確認し、その指示に従ってください。治癒後出席する場合は、児童クラブに備え付けてある「報告書」を提出してください。

　伝染性の感染症等については、利用者及び職員等の感染拡大などにより、児童クラブを休会せざるを得ない状況となる場合があります。

　体調が悪い場合は、利用を控えるなどのご協力をお願いします。

※参考（出席停止期間を必ず守ってください。）

　・新型コロナウイルス感染症（療養期間）

　・インフルエンザ（解熱した後２日を経過するまで）

　・風疹（発疹が消滅するまで）

　・百日咳（特有の咳が消滅するまで）

|  |  |
| --- | --- |
| 　  | 緊急・災害時などの対応について |

　緊急・災害時における児童クラブの対応は、次の取決めをしています。

【対応一覧】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 児童クラブの対応 | 連絡の有無と方法 |
| 学級閉鎖・学校閉鎖（インフルエンザ等） | 該当するクラス又は学年の児童は休ませてください。午後から学級・学年閉鎖のような場合は、該当する学級・学年の児童は基本的には受け入れません。 | 支援員からの連絡はありません。 |
| 登校→集団下校（台風や大雪等） | 児童クラブは、休みです。 | 支援員が学校と連携をし、学校側から要請がある場合は、速やかに保護者に連絡をします。 |
| 土曜日、夏休み等において、台風や大雪等が予想される場合 | 児童クラブ指定管理先又は事業施設の長の判断によります。 | 支援員が保護者へ連絡をします。 |
| 運動会延期の対応 | 平日等に運動会が実施される場合は、児童クラブは休みです。運動会等の振替休日は、8時から18時まで運営します。 | 支援員からの連絡はありません。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 　  | 必ず守ってね！ |

児童クラブを利用するときは、次の事項を必ず守ってください。

●　児童クラブの終了時間は１８時です。

１８時までにお迎えをお願いします。

●　学校を休む場合は、児童クラブにも連絡をお願いします。

夏休み、土曜日など休校日に休む場合も連絡をお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 　  | 退会や変更について |

退会や申込内容に変更があるときは、次の手続をお願いします。

手続に必要な書類は、市役所にあります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出内容 | 提出物 | 提出先 |
| 退会するとき　※１ | 児童クラブ退会届（退会する日の**２週間前まで**に提出してください。） | 本庁こども課各支所総合市民課 |
| 入会を辞退及び申込みを取り下げるとき　※2 | 児童クラブ申込み取下げ（辞退）届 |
| 住所、保護者の勤務先、電話番号、利用方法など申込時点から変更があったとき　※３ | 児童クラブ入会申込事項変更届勤務先を変更した場合は、就労証明書を添付してください。 |

**※１　月途中の退会における会費の返金はありません。**

**※２　申込中（入会決定前及び待機の状態）で、児童クラブの利用が不要となった場合は、必ず『児童クラブ入会申込み取下げ（辞退）届』の提出をお願いします。**

**※３　申込中（入会決定前及び待機の状態）に、住所や就労先が変更となった場合も変更届の提出をお願いします。**

**注意してください！**

諸費用の滞納があるときや無届で１か月以上児童クラブに出席しないとき、その他入会の対象に該当しなくなったときは退会していただくことがあります。

|  |  |
| --- | --- |
| 　  | よくある問合せについて |

　Ｑ１　きょうだいがいる場合、就労証明書はそれぞれ必要ですか？

　Ａ１　それぞれ提出が必要です。申込児童ごとに申込書類を一部ずつ作成して提出してください。

ただし、就労証明書等、各種要件を証明する書類は、１人分の提出があれば、コピーで代用することが可能です。

就労証明書の、下の部分に、保護者記載欄がありますので、児童全ての氏名等を記入し、必要枚数をコピーしてきょうだいそれぞれの申込書に添付し提出してください。保育所等の利用に係る児童名を記載して利用することもできます。

　Ｑ２　仕事をしていません。入会申込できますか？

　Ａ２　入会申込はできます。ただし、申込者多数の場合は、入会選考順位が

下がることがあります。

　Ｑ３　放課後のみで利用しています。７月は、7月1日から7月２０日まで

しか利用しませんが、1か月分の会費を支払う必要がありますか？

　Ａ３　月額料金となっているため、１か月分の会費の支払いとなります。

　Ｑ４　 通年で入会していますが、6月のみ休会して、7月から再度児童クラ

ブに戻ることができますか？

　Ａ４　休会の取扱いがないため、休会はできません。

5月末日で退会し、7月からの入会について新たに申込書を提出するこ

ととなりますが、7月からの定員に空きがない場合は待機になります。

　　　　または、入会したままで、６月は利用しないという方法もありますが、６月分の会費は発生します。

Ｑ５　就労先の本社が市外にあるため、就労証明書や直近１か月分の勤務表

の写しが入会申込期間内に間に合いません。

Ａ５　申込期間内に「令和５年度児童クラブ入会申込書類提出確認票」「児童

クラブ入会申込書」「児童クラブ入会調書」「児童クラブ問診票」「個人情

報に関する同意書」は、必ず提出してください。

　　　就労証明書等は押印が不要ですので、メール・Faxで送られてきたもの

を速やかに、こども課及び各支所総合市民課に提出してください。

　　　書類が審査に間に合わなかった場合は、入会選考順位が下がりますので、

必ず決められた期間内に提出をお願いします。

Ｑ６　現在の就労先は、雇用期限があるところです。雇用期限が切れる際の手

続はどうしたらよいでしょうか？

　Ａ６　雇用期間終了後に新しい就労先が決まっている場合は、「児童クラブ入会申込事項変更届」と新しい就労先の「就労証明書」を提出してください。

　雇用期間終了後に自動更新等で引き続き雇用見込等の場合は、就労証明書の備考欄に自動更新等の有無を、就労先においてその旨記入していただき、提出をお願いします。

　雇用期間終了後、自動更新等がなく、新しい就労先も決まっていない場合は、就労による入会基準を満たさないため、退会になります。